

山梨県公報

号外第十二号

令和五年

三月十四日

火 曜 日

目 次

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………一

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十四日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中「課長」を「課長 科学捜査研究所長」に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一七級の項1中「罾罾叫」の下に「罾罾叫」を加える。

別表第七本部の項中「山岳警備安全対策隊長」を「通信指令室長」に、「サイバー犯罪対策室長」を「山岳警備安全対策隊長」に、「

「電話詐欺捜査室長」を「電話詐欺捜査室長」に、「

「交通捜査室長」を「交通捜査室長」に、「

「監察官」を「監察官」に改め

る。

附 則

この規則は、令和五年三月十七日から施行する。ただし、第二條中山梨県警察職員の給与に関する規則別表第七本部の項の改正規定(「山岳警備安全対策隊長」を「通信指令室長」に、「サイバー犯罪対策室長」を「山岳警備安全対策隊長」に改める部分に限る。)は、同年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十四日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二十七号及び第二十八号を次のように改める。

二十七 一般社団法人山梨県農業会議

二十八 公益財団法人山梨県馬事振興センター

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番